

## ○ふじみ野市最上位計画審議会条例

平成 18 年 3 月 30 日

条例第 7 号

改正 平成 21 年 3 月 24 日 条例第 3 号

平成 22 年 3 月 23 日 条例第 6 号

平成 28 年 3 月 23 日 条例第 7 号

平成 30 年 3 月 27 日 条例第 4 号

(題名改称)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、ふじみ野市最上位計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 30 条例 4・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市自治基本条例（平成 26 年ふじみ野市条例第 16 号）第 16 条に規定する総合的な最上位計画の策定その他当該計画に関し市長が必要と認める事項について必要な調査及び審議を行う。

(平 30 条例 4・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 市内に住所を有する者のうち市民の意見を市政に反映するため市長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。

(平 30 条例 4・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平 2 1 条例 3 ・ 平 2 2 条例 6 ・ 平 2 8 条例 7 ・ 一部改正)

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年条例第 3 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年条例第 6 号)

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年条例第 7 号)

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。